

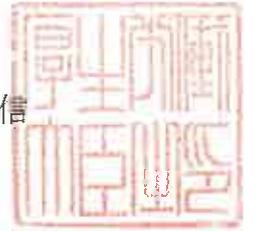
厚生労働省発雇均0323第3号

令和5年3月23日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める  
政令案要綱

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の施行期日は、令和五年六月一日とすること。